

令和6年度 共創による事業構築コーディネート事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年3月15日

企画振興部 広報・共創推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 共創による事業構築コーディネート事業委託業務

(2) 業務の目的

令和6年4月15日まで提案を募集中の『共創による事業構築（令和6年度県民参加型予算（提案・共創型））』において、提案を受けて選定予定の事業提案者（以下「提案者」という。）と県が約半年間の対話を重ね、県政課題の解決につながる事業をより効果的、効率的に構築させるとともに、県における今後の共創による事業構築の手法を示すことを目的とする。

(3) 業務内容

県が新たな発想や問題意識を取り入れながら、企業・団体の皆様と共に課題解決につながる事業を作り上げるため、提案者の選定支援や事業構築プロセスへの助言等、共創による事業構築への支援を行うとともに、本取組を庁内や県民に対し効果的に情報発信していくための支援を行う。また、事業構築の過程及び結果を分析・検証し、県における今後の共創事業構築の手法を示す。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 基本的な考え方（本事業の執行におけるコンセプトを含む）
- イ 提案の特徴（県と提案者が取り組む事業構築への共創促進効果を含む）
- ウ 別添仕様書（案）5(1)「業務の内容」に記載の業務の実施方法
- エ その他目的達成のために必要となる独自提案項目
- オ 業務の執行体制
- カ 業務等に関する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

長野県内一円

(7) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(8) 費用の上限額

3,003,733円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 過去 3 年以内に、国又は地方公共団体との業務の実績を有すること。
- (9) 法人格を有する企業、団体であること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式及び誓約書  
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の業務の実績及び国又は地方公共団体との業務の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写し等を添付してください。
- (4) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	
長野県企画振興部広報・共創推進課 対話・共創推進係（県庁 2 階）	
担当	宮本
電話	026-235-7190（直通）
ファックス	026-235-7258
メール	kyoso@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ア 提出期限 令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 5 時（必着）  
（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は、持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。）

【(※注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日  
をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに広報・共創推進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)ア)の3日前までに、書面及びその他の方法(電話、ファックス又はメール等)により広報・共創推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により広報・共創推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付締切、提出方法及びその回答方法(企画提案書に関する質問の場合は6(3)を参照)

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付締切 令和6年4月1日(月)午後5時

(3) 提出方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。(送付先等は3(4)を参照。到達確認は土曜日、日曜日、及び休日は除く。)

(4) 回答方法 令和6年4月5日(金)までに参加申込者全員に対し、原則メールにより回答するとともに、事務手続に係る一般的な質問の場合は長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第8号)

イ 企画書（様式第8号の附表1 又は 任意様式）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。また、原則として全てA4サイズとしてください。

ウ 経費見積書（様式第8号の附表2）

経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

エ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画書記載上の留意事項

「5 再委託の予定」又は「6 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付締切、提出方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付締切 5(2)に同じ。

ウ 提出方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。  
（口頭による質問は受けません。）提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。（送付先等は3(4)を参照。到達確認は土曜日、日曜日、及び休日は除く。）

エ 回答方法 令和6年4月5日（金）までに、一般的な質問に関しては質問者及び参加申込者全員に対しメールにより、企画提案内容に係る質問の場合は原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により、回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和6年4月8日（月）午後5時（必着）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、持参の場合は午前9時から午後5時まで。）

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 持参又は郵送の場合は6部（正本1部、コピー5部）、メールの場合は1部

エ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに広報・共創推進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、また、メールで送信する場合は、ファイル形式はPDF形式とし、データ容量は15MB以下としてください。郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

## (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
(1) 提案のコンセプト	・本事業の趣旨を理解し、明確なコンセプトを示した提案となっているか。	15
(2) 提案による事業効果	・事業構築に対する助言について、県からの相談待ちではなく、能動的に助言を行う仕組みを有した提案となっているか。 ・県と提案者等による事業構築を促進できる提案となっているか。	15
(3) 事業構築支援能力	・行政における事業構築のプロセスを理解し、事業計画策定や事業開始までの伴走及び進捗管理を適切に行う能力を有しているか。 ・新規事業の立ち上げ経験がある等、事業計画を具体的な水準まで落とし込み、立案できる能力を有しているか。	30
(4) 共創事業構築手法の課題整理と検証	共創事業の構築における効果的な手法及び課題を分析しモデル化及び体系化する能力を有しているか。	20
(5) 実施体制	・業務を適切に遂行できる人員配置、業務スケジュールとなっているか。 ・必要に応じ、有識者の助言等を得たり協力者を巻き込めるか。 ・個人情報の取り扱いを適切に実施できる体制が整備されているか。	10
(6) 経費見積書	業務費用の算定が適正であるか。	10
合 計		100

## (6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

イ 5者以上の提出があった場合は、書類による1次審査を行う場合があります。なお、応募者が1者の場合でも審査は実施しますが、審査の結果において最低基準を満たさない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を検討するものとします。

ウ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

エ プレゼンテーションの実施日及び場所

令和6年4月15日（月） オンライン

（時間及びオンラインのURLは各参加者に個別に連絡します。）

## (7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により広報・共創推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により広報・共創推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、広報・共創推進課

において閲覧に供します。

#### (8) 非選定理由に関する事項

ア (7)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により広報・共創推進課長に対して非選定理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

#### (9) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

### 7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

### 8 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで)に、見積書(様式第14号)を指定された方法により広報・共創推進課長に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

### 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、広報・共創推進課において閲覧に供します。

### 10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企画振興部広報・共創推進課 対話・共創推進係（県庁2階）

担当 宮本

電話 026-235-7190（直通）

ファックス 026-235-7258

メール kyoso@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の仕様書は契約候補者が提出した企画提案書を基本に、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。